

裁 決 書

審査請求人

代理人

処分庁

審査請求人が平成28年10月27日に提起した処分庁による費用返還金決定処分に係る審査請求（平成28年滋審（ア）第53号、生活保護法に基づく費用返還金決定についての審査請求事件）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 平成21年11月25日、審査請求人は、処分庁に対し生活保護の申請を行い、以降、生活保護法による保護が開始された。
- 2 平成28年6月20日、処分庁は、平成28年7月1日を変更の基準日として住宅扶助の額を変更する保護変更決定を行い、住宅扶助費の認定を月額50,000円から月額42,000円に変更する旨、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、保護変更決定時に賃料月額50,000円の物件で生活しており、保護変更決定以前において、住宅費の扶助に関し、特別基準の適用により、住宅扶助費として月額50,000円の認定を受けていた。
- 4 平成28年9月1日、処分庁は、平成28年8月16日を決定年月日として住宅扶助費の過支給を理由として、生活保護法第63条の規定に基づく費用返還金決定（通知書番号：[REDACTED]。以下「本件処分」という。）を行い、住宅扶助費の過支給分48,000円の返還を求める旨、審査請求人に通知した。
- 5 平成28年10月27日、審査請求人は、滋賀県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。
- 6 平成28年12月1日に、審査請求人の世帯は、[REDACTED] から [REDACTED] に転出した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 理由付記（行政手続法第14条）の違法に関し、本件返還決定がどのような根拠規定に基づいてなされたのか、また、その根拠規定にどのような事実をあてはめたのかという点の記載がない。
- (2) 生活保護法第63条の要件に関し、審査請求人は資力があるにもかかわらず住宅扶助の支給を受けたものではない。
- (3) 住宅扶助改訂に際し経過措置(1)を適用しなかったことに関し、審査請求人の■の健康状態からすれば（ア）の要件を満たし、近所に住む■が審査請求人の■の介護を手伝ってくれていたことからすれば（ウ）の要件も満たす。
- (4) 特別基準を適用しなかったことに関し、■の健康状態からすればベッドがおけるスペースと審査請求人が寝るスペースを確保する必要があり「通常より広い居室を必要とする者がいる場合」に該当する。

審査請求人らは■であり、■の健康状態からすれば引っ越し作業の負担が大きく転居による環境の変化が健康状態に悪影響を及ぼすおそれがあること、■の支援を受けていること、ガス暖房の改良工事を審査請求人が行ったことから「老人等で従前からの生活状況から見て転居が困難と認められる場合」に該当する。

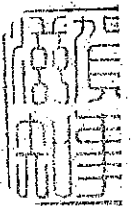
審査請求人の居住地は3級地1で同じ3級地内でも比較的家賃が高い地域に該当し、限度額の範囲内で賃貸される物件はなく「世帯人員別の住宅扶助の限度額の範囲内で賃貸される実態がない場合」に該当する。

平成28年7月1日までは特別基準が適用されていたが、特別基準の要件となっている「世帯員の状況、当該地域の住宅事情」に該当する事実については、何ら変化がないのであるから、引き続き特別基準を適用すべきである。

- (5) 借地借家法第26条第1項および第2項により、賃貸借契約書第2条ただし書きは無効である。そうすると、本件賃貸借契約は期間の定めのない賃貸借契約なので、経過措置(2)アを適用できない。
- (6) 処分庁の検討状況に関し、経過措置(1)や特別基準の適用を検討したふしがなく、検討していれば経過措置(1)や特別基準を適用されていた。裁量権を逸脱濫用するものである。

2 処分庁の主張

- (1) 理由付記（行政手続法第14条）の違法に関し、根拠規定が法第63条、6か月分の住宅扶助費の過支給が生じていること、過支給分について返還を求める処分であることが記載されているので、不備がなく、また、生活保護法や住宅扶助の減額にかかる本件通知の存在は公表されていること、別件の第34号事件では本件通知に基づく住宅扶助費の減額および経過措置の適用が争点となっており、根拠規定の存在および内容は



処分庁および審査請求人の中で共有されていたはずである。そして、第34号事件の審査対象処分と本件返還金処分は、いずれも審査請求人の住宅扶助費にかかるものであり、不可欠の関係にあるといえるから、当事者間において自明の事実であった経過措置の内容等を記載しなかった点に瑕疵はない。

- (2) 生活保護法第63条の要件に関し、法第63条の資力は返還金を一括して支払う程度まで求められず、審査請求人は住宅扶助の新基準を超える額を自己負担すると発言していることや最低生活費の中で分割して支払う能力を有しているのだから資力があり、平成27年12月から平成28年5月までの間、住宅扶助費を50,000円として算定された保護費を審査請求人に支給しており、保護を受けた要件も満たす。
- (3) 住宅扶助改訂に際し経過措置(1)を適用しなかったことに関し、審査請求人の■の介護状態は■であり、ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要な状態にすぎず、「転居によって通院等に支障を来すおそれがある場合」に該当せず、今後、■の支援が望めないとするなら、■の通院先病院付近の住居等へ転居する方が望ましく、審査請求人は自身働くことができないほど■を介護していると主張しているのだから審査請求人が付き添い通院することは可能であり、「転居によって自立を阻害するおそれがある場合」に該当しない。
- (4) 特別基準を適用しなかったことに関し、■の健康状態、介護状態がほぼ自立した生活できる状態にあるとすれば、通常基準内の住宅で日常生活を送ることに支障はないはずであって「通常より広い居室を必要とする者がいる場合」に該当しない。
- の介護状態がほぼ自立した生活ができる状態とすれば「老人等で転居困難な場合」に該当せず、現に、親族が近くにいる■に転居している。
- で新基準内かつ■の通院に支障のない物件が存在することから「世帯人員別の住宅扶助の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合」に該当しない。
- (5) 経過措置(2)アを適用したことについての違法性に関し、特約は更新に関する定めであるので、期間の定めのない契約ではなく、争う。また、賃貸借契約書第2条但書は、事前の通知なくして更新を拒絶することを定めるものではなく、合意更新に関する定めであるので、借地借家法第26条の対象外である。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）

第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(2) 行政手続法（平成5年法律第88号）

第14条（不利益処分の理由の提示）

第1項

行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

第3項

不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

2 本件処分の適法性についての判断

(1) 理由付記に関する行政手続法第14条第1項の解釈

行政手続法第14条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名あて人に示さなければならないとしているのは、名あて人に直接に義務を課しまたはその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名あて人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものであり、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して処分に至ったのかを理由の記載自体から知りうる程度のものでなければならないと解せられる。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否および内容ならびに公表の有無、当該処分の性質および内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。

(2) あてはめ

ア 根拠法令の規定内容

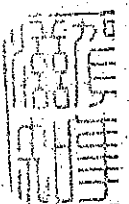
本件処分は、法第63条に基づく返還決定であり、法第63条は、「急迫の場合等において資力があるにも関わらず、保護を受けた」ことを要件としており、抽象的な規定を定めるにとどまり、根拠法令を示したのみでは、法の適用を判断することは困難である。

イ 当該処分の性質および内容

法第63条に基づく返還決定は、最低生活の保障をする生活保護の権利としていったん受給した費用について返還を求めるものであり、生活保護受給中に返還を求められる場合には、最低生活の状態の中で、新たな金銭債務を課せられるものであることからすれば、名あて人に処分の理由を十分に知らせる必要性がある。

ウ 当該処分の原因となる事実関係の内容

本件審査請求に係る処分にあたっては、「経過措置の適用に伴う住宅扶助費の過支給（8,000円×6か月分）」とのみ記載されている。処分庁からの弁明を経たうえで解釈すれば、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成



27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「本件通知」という。)」の3を適用した結果、住宅扶助費8,000円が6か月分過支給となったことを理由とすることが理解できるものの、本件通知は法第63条に関する通知ではなく、本件通知の適用から法第63条の要件を満たすかは直ちに明らかではない上、本件通知を前提としても経過措置規定をどのような事実関係に照らして適用されたかを読み取ることは困難である。

また、資力発生日としては、「平成28年12月1日」と本件処分の日(平成28年9月1日)より将来の日付が記載されており、誤記であることが推測されるものの、正確な資力の発生時期は文書自体からは特定ができない。

エ 小括

以上のとおり、本件処分の通知書から、いかなる事実関係に基づいて法第63条の適用を行ったかを判断することは困難であり、行政手続法第14条第1項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由提示としては十分でないと言わざるを得ず、同項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるというべきである。

(3) 処分庁の弁明についての検討

ア 基準が公表されている旨の主張について

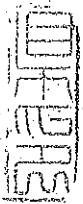
処分庁は、法および住宅扶助の減額にかかる本件通知の存在はいずれも公表されている旨主張する。

しかしながら、前記のとおり、本件通知は法第63条に関するものでなく「経過措置」と記載されたのみでは該当する通知も明らかではなく、また、本件通知を前提としても、その内容も一義的ではなく、本件通知をどのように適用したかは判然としないのであって、本件通知が公表されているからと言って理由の記載があったとすることはできない。

イ 平成28年滋審(ア)第34号事件において争点が共有されていた旨の主張について

処分庁は、平成28年滋審(ア)第34号事件では、本件通知に基づく住宅扶助費の減額および経過措置の適用が争点となっており、これら処分の根拠規定の存在および内容は、処分庁および審査請求人の間で共有されていたはずであり、第34号事件の審査対象処分と本件返還金処分は、いずれも審査請求人の住宅扶助費にかかるものであり、不可欠の関係にあるといえるから、当事者間において自明の事実であった経過措置の内容等を記載しなかった点に瑕疵はない旨主張する。

しかしながら、そもそも、平成28年滋審(ア)第34号事件の対象となる処分の理由は「住宅扶助費の認定替えによる(50,000円→42,000円)」という記載にとどまっていることおよび平成28年滋審(ア)第34号事件の申立てがあったのは平成28年8月8日であり、処分庁からの弁明書が提出されたのは同年9月13日であるから、本件処分がされた同月1日時点で、本件通知の存在および内容について、処分庁および審査請求人の間で共有されていたとはいえない。また、前記のとおり、行政手



続法第14条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名あて人に示さなければならないとしているのは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するという趣旨に出たものであり、行政手続法第14条第3項は不利益処分を書面でするときは、理由は、書面により示さなければならないとしており、本件処分の理由については本件処分にあたって書面により提示すべきものであるから、共通認識があったことを理由に理由付記要件の充足を認めることはできない。

(4) 小括

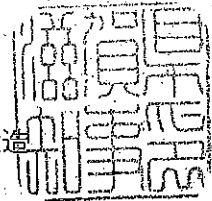
以上のとおり、本件処分には、行政手続法第14条第1項の理由提示を欠いた点で違法があり、取り消しを免れない。

3 結論

したがって、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年1月9日

審査庁 滋賀県知事 三日月 大造



裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 [REDACTED]

審査請求人が平成29年3月30日に提起した処分庁 [REDACTED] による生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に基づく生活保護費返還決定および同法第26条の規定に基づく保護廃止決定についての審査請求（平成29年滋審（ア）第13号、生活保護費返還決定等についての審査請求事件）について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 本件審査請求のうち、処分庁 [REDACTED] が行った生活保護法第63条の規定に基づく生活保護費返還決定（平成29年2月21日付け [REDACTED]）は取り消す。
- 2 本件審査請求のうち、処分庁 [REDACTED] が行った生活保護法第26条の規定に基づく保護廃止決定（平成29年2月22日付け [REDACTED]）についての審査請求は、棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 [REDACTED] に土地および建物（以下「本件不動産」という。）を所有する審査請求人の [REDACTED] が死亡し、審査請求人の [REDACTED] が本件不動産を相続した。
- 2 平成22年11月1日、処分庁は、審査請求人に対する保護を開始した。審査請求人は、保護開始時点において、本件不動産に審査請求人の [REDACTED] と居住していた。
- 3 [REDACTED]、審査請求人の [REDACTED] が、死亡した。
- 4 平成23年4月6日、[REDACTED] は、審査請求人の [REDACTED] の相続について、審査請求人の [REDACTED] の相続放棄申述を受理した。
- 5 平成23年4月13日、[REDACTED] は、審査請求人の [REDACTED] の相続について、審査請求人の相続放棄申述を受理した。
- 6 平成24年1月16日、審査請求人は、本件不動産から [REDACTED] のアパートに転居した。
- 7 平成28年4月15日、審査請求人は、[REDACTED] の死亡により [REDACTED] に本件不動産を相続した旨、登記した。
- 8 平成28年11月24日、審査請求人は、本件不動産を [REDACTED] で売却する契約を締結した。

- 9 平成29年2月21日、処分庁は、審査請求人に対して、生活保護費返還決定（通知書番号 [REDACTED]。以下「本件処分1」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 10 平成29年2月22日、処分庁は、審査請求人が平成29年1月23日に [REDACTED] から [REDACTED] に転入したことを理由に、審査請求人の保護廃止決定（通知書番号 [REDACTED]。以下「本件処分2」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 11 平成29年3月30日、審査請求人は、滋賀県知事に対して、処分を取り消すとの裁決を求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 住宅課、建築課が電話と手紙が送ってきて、市民が建物にあたり、死にいたる建物だからとの苦情の手紙がきました。

それが私の責任になるからなんとか処分しなければいけないと言われ、司法書士に相談に行きました。生活保護を受けている人は、無料弁護士を紹介してくれました。

そのときの名義は [REDACTED] の登記であり、他人に [REDACTED] があり抵当権の抹消をしないと、売買する事もできないので、法テラスの弁護士の所に私は、4、5回相談に行きました。

[REDACTED] あり、抵当権を抹消してもらえなければ処分出来ないのですが、不動産屋から買い手があるという電話あり、私が貸主に売れた時に [REDACTED] 払うということで、法テラスの弁護士、貸主から抵当権を抹消してもいいと返事がありました。

それから、福祉事務所に3回ほど、まとまったら福祉を止めに行きますと足を運びました。

2月の中頃ぐらいに、平成29年2月28日に止めるという電話が、福祉事務所の職員からかかってきたので、2月28日に行ったら、私は [REDACTED] があり、福祉事務所の職員が、何も知らないまま書類をもって帰りました。

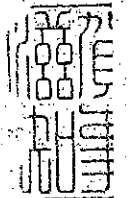
私は、不服の申しでをします。相続になったのは、調べた所、平成28年4月15日で、分かりました。

- (2) 平成28年11月の中頃、平成28年5月中頃に私の相続になった事も始めて知りました。

平成28年11月のかかりから、さいさん、私の福祉を止めて下さいと言いにきました。

平成28年12月9日に止めに行きました。平成28年12月9日のこの日、私は止めに行っているのに、私は不服です。平成28年12月9日から、生活保護は止まりました。

2 処分庁の主張



- (1) 生活保護法では、第19条第1項で「市長」は、「次に掲げる者に対して、この法律に定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」とし、第1号で「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」と規定している。このことから、実際に転入届が■■■■■■■■■■へ提出された平成29年1月23日まで本市が審査請求人に対する実施責任となり、転入した翌日から■■■■■■■■■■の実施責任となり、転入した翌日から■■■■■■■■■■の実施責任となる。(乙9号証 乙10号証)

なお、生活保護法を適用する最後の日の翌日をもって廃止日とする。生活保護法という実施責任は、審査請求人は、審査請求人が実際に本市で居住実態がなくなった日までが本市で実施責任を負うと解されているが、審査請求人に尋ねてもその日付はあいまいであり、転出したのは1月23日を含む週であるとのことであった。審査請求人は、別紙2枚目4行目にあるように■■■■■■■■■■があり、■■■■■■■■■■を所持している。■■■■■■■■■■の実施責任は住民票の有するところであることから、こうした状況では生活保護と■■■■■■■■■■の実施主体を一致させることは合理的であると判断した。審査請求人が主張する平成28年12月9日の廃止については、廃止理由が不動産の売却益と不就労の状態でありながら、今後の就労収入で生活するという理由であるため、不動産の売却益は、生活保護法第63条の費用返還の対象となるため、生活費として費消できない。また、未だ就労収入の目途のないままでは要保護状態から脱却していると到底認められない。生活保護手帳の間(第10の12)に照らして、審査請求人の現状は、「収入の増加」により、「保護を必要としなくなった」と理解することができず、保護の停止又は廃止の取扱い基準に適合しないことから、実施機関として廃止することはできない。(乙11号証)

- (2) 審査請求人は、相続放棄をしているにも関わらず(乙4号証)、平成28年4月15日に■■■■■■■■■■(実際は、■■■■■■■■■■からの未相続財産)の不動産の相続手続きをしたところ、所有権移転の原因日は、■■■■■■■■■■が死去した■■■■■■■■■■に遡ってこの日を原因日として相続をした。(乙3号証)

民法第896条では、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」とある。抵当権があるため、負債も承継するが、財産の処分権限も承継していると解される。多くの実施機関で参考にされる東京都事例集では「問11-1 法第63条に係る資力の発生時について」の項目で、(7)相続①遺産(法定相続・遺言による相続など)については被相続人の死亡日とある。今回も審査請求人の■■■■■■■■■■が相続放棄をするなかでの法定相続にあたるため、被相続人の死亡日を以て資力の発生日とすることが妥当である。(乙12号証)

なお、遺産分割に期日を要した事例ではあるが、問答集問13-6(2)の答え(2)においてもこれらと同様に「法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は被相続人の死亡時と解すべきである」と示されている。これらにより本件は、■■■■■■■■■■を資力発生日となり、保護費の返還対象となるのは、保護費返還決定



通知をする平成29年2月から起算して地方自治法第236条第1項の規定に基づき金銭債権の消滅時効は「5年間これを行わないときは、時効により消滅する。」とあることから、審査請求人は、平成22年11月1日から生活保護を受給していることから、平成24年3月以降となる。(乙13号証)

また、今回の返還額算定については、不動産の売却額[]のうち売買が成立するための必要条件として抵当権抹消のための借入金の弁済額として[]、売買の仲介手数料として[]、移転登記及び抵当権抹消手続きの手数料として[]の合計[]を次第8-3-(2)-エ-(イ)の必要経費として控除し、差し引いた額として[]を返還対象額とした。これを平成24年3月以降の扶助費から算定すると平成27年1月の扶助費の一部までで返還決定額に達することが分かった。

このため、[]を法63条の費用返還決定額とした。主が得た売却益は全額返還対象となった。(乙5号証、乙7号証、乙14号証)

審査請求人は、説明をした時点では、納得した態度を示すが、翌日には不服を申し立てる状況が続いている。とりわけ、審査請求人や[]が主張するのは、売却益で生活をしているので廃止にしてほしいという点については、不動産処分による収入の中で次第8-3-(3)-カにある「不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」は収入として認定しないことができるため、この規定を適用するように求める趣旨であると解される。

しかしながら、この項目を適用するには、必要条件として、「保護の実施機関の指導又は指示」によることとされており、処分庁は審査請求人に対して当該不動産処分の指導も指示もしていないので、この規定は適用されない。(乙15号証)

そもそも審査請求人は[]が死亡した直後の平成23年4月13日から不動産の売却益を得た以後で少なくとも平成28年12月20日までは、相続放棄の申述をしており、[]も受理をしている。(乙6号証)

このため、審査請求人の所有する財産ではないため、指導指示の検討もしていない。仮に[]の死亡直後に相続をしていたならば、居住に供する財産ではないため、処分庁としては不動産の処分指導をしていたと推測される。

しかしながら、この場合でも自立更生費として認定されるのは、局第8-2-(4)に示される「生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。」であり、詳細は問(第8の40)に示されている。これらを見てもその用途は極めて限定的であり、審査請求人の主張する保護から自立をするための日常の生活費に充てることはできない。

よって審査請求人が意図する自立更生費に不動産の売却益を充て、収入認定から除外をすることはできないと解するよりほかない。(乙16号証、乙17号証)



理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）

ア 第19条（実施機関）

第1項

都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

1 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

イ 第26条（保護の停止及び廃止）

保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

ウ 第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(2) 民法（明治29年法律第89号）

ア 第919条（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）

第1項

相続の承認及び放棄は、第915条第1項の期間内でも、撤回することができない。

イ 第939条（相続の放棄の効力）

相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかつたものとみなす。

ウ 第952条（相続財産の管理人の選任）

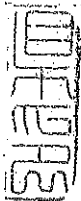
第1項

前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならない。

エ 第959条（残余財産の国庫への帰属）

前条の規定により処分されなかつた相続財産は、国庫に帰属する。この場合においては、第956条第2項の規定を準用する。

2 本件処分1についての判断



(1) 費用返還と資力の発生時点について

法第63条は、「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」ことを要件として、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内」での費用返還を認めるものであり、費用返還の対象となる保護金品は、資力の発生時点より後に支給されたものでなければならない。「生活保護手帳（別冊問答集）2017 問13-6」（乙第13号証）にも、費用返還と資力の発生時点を問題とした各設例が掲載されており、上記の解釈を前提としているものである。

本件処分1は、審査請求人の●が死亡した●を資力の発生日として支給された保護費の返還を求めるものであり、審査請求人に資力の発生した時点が問題となる。

(2) 審査請求人に資力が発生した時点について

ア 相続放棄は、相続開始の時に遡って効力を生じ、相続放棄をした者は、その相続についてはじめから相続人とならなかったものとみなされる（民法第939条）ところ、審査請求人の●の相続人である審査請求人および審査請求人の●の相続放棄は、平成23年4月13日付けおよび平成23年4月6日付けで●にそれぞれ受理された（乙第4および20号証）。処分庁も平成23年4月20日には相続放棄申述受理証明書を手し、処分前には●への照会（乙第6号証）を通じて審査請求人の相続放棄について認識していた。また、相続放棄の効力は確定的であって、いったんされた相続放棄は、撤回することはできないのであるから（民法第919条第1項）、審査請求人が本件不動産を相続することは、実体法上不可能である。

したがって、審査請求人が、相続により審査請求人の●が死亡した●から本件不動産を所有していたと解することはできない。

イ 一方、相続人のあることが明らかでない相続財産は法人となり、その後、家庭裁判所により選任された相続財産管理人（民法第952条）が、管理権限を有することになり、相続財産管理人による清算を経たあと、なお残余財産がある場合には、国庫に帰属する（民法第959条）ことになる。

以上の実体法上の解釈を前提とすれば、審査請求人は、本来、相続財産管理人により管理されるべき不動産について、権限のないまま売却をし、その売買代金を受領しているのであるから、審査請求人による本件不動産売却は、いわば他人の不動産を無権限で売却した後、不当利得にあたる不動産売買代金を受領しているのと同様の法律関係に立っているものと考えざるを得ない。

ウ したがって、審査請求人に、不動産売買代金相当額の資力が生じたのは、平成28年11月24日の売買成立時点であると考えられる。

(3) 結論

本件処分1には、審査請求人の●が死亡した●を資力の発生日として、同日以降支給された保護費の返還を求めるものであり、法第63条の要件を欠く違法がある。



(4) 補足

なお、本件不動産の売却により、審査請求人が、売買代金相当額の収入を得たことについて、かかる利益を審査請求人に保持させるのが適切かについては、上記のとおり自己の所有に属しない不動産を売却したことによる利益であることから疑念が生じうるとしても、そのことと、法第63条の要件を満たすかは別途に検討すべき問題であって、上記の法第63条に基づく返還決定の要件充足性を検討する上で、重要となる相続放棄の点について、「相続放棄については、今後要研究」(乙第5号証)としたままで処分に至るべきではなく、相続放棄による法律効果の帰趨^{すう}について十分に検討したうえで、本件処分を行うべきであったと考えられる。

3 本件処分2について

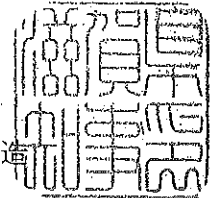
保護の実施機関は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者について、保護の実施責任を負うところ(法第19条第1項第1号)、審査請求人は、平成29年1月23日に[]から転出して[]に転入しており、保護廃止決定について、違法または不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件処分1は違法であることから行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分2についての審査請求には理由がないことから同法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年1月12日

審査庁 滋賀県知事 三日月 大造



(教示欄)

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、[]を被告として[]が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を

経過した場合は、再審査請求をすることまたは裁決の取消しの訴えもしくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすることまたは裁決の取消しの訴えもしくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。